

持続可能なコミュニティづくり推進事業補助金 交付要綱

制 定：令和7年3月21日付け中離振第216号

（趣旨）

第1条 持続可能なコミュニティづくり推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）及び持続可能なコミュニティづくり推進事業実施要綱（令和7年3月21日付け中離振第216号。以下「実施要綱」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的等）

第2条 本補助金は、中山間地域（島根県中山間地域活性化基本条例（平成11年島根県条例第24号）第2条に定める地域をいう。以下同じ。）において、これからも安心して暮らし続けることができるよう、公民館エリア等（以下、地区という。）を基本として、住民同士の話し合いを通じた地域運営の仕組みづくり（持続可能なコミュニティづくりという。以下同じ。）を推進し、生活機能の維持・確保を図ることを目的に市町村が実施又は支援する経費等について、予算の範囲内で補助金を交付する。

（支援対象事業、交付額等）

第3条 補助金による支援の対象とする事業（以下「支援対象事業」という。）は、実施要綱第3条の支援対象事業とする。

2 支援対象事業の内容、支援対象経費等については、別表1のとおりとし、交付額の算定に当たり千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする市町村は、支援対象事業の開始日までに、前条の支援対象事業ごとに、交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

（交付の決定）

第5条 知事は、前条に規定する申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により市町村に通知するものとする。

2 知事は、適正な交付を行うため必要と認める場合は、補助金の交付申請に係る事項について、条件を付して交付決定をすることができるものとする。

（申請の取下げ）

第6条 規則第7条の規定により申請の取り下げをしようとするときは、交付申請取下書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(変更交付申請)

第7条 補助金の交付決定を受けた市町村（以下「交付決定市町村」という。）は、次の各号に掲げる変更を行おうとする場合には、第3条に規定する支援対象事業ごとに、変更交付申請書（様式第4号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。

- (1) 支援対象事業に要する経費又は経費の区分の配分の変更をするとき。ただし、事業費の2割未満の減の場合を除く。
- (2) 支援対象事業の目的の達成に影響を与える変更をするとき。
- (3) 支援対象事業を中止し、又は廃止するとき。
- (4) その他認定支援対象事業について重要な変更をするとき。

2 実施要綱第4条に規定する事業計画を変更する場合は、前項に規定する変更交付申請書をもって代えることができる。

(実績報告)

第8条 市町村が規則第10条の規定により提出する実績報告書は、様式第5号により第3条の支援対象事業ごとに提出するものとする。提出の時期は、支援対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までとする。

2 市町村は、支援対象事業について、知事が指示したときは、事業実施状況報告書（様式第6号）により、支援対象事業の実施状況を報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書（様式第7号）により市町村に通知するものとする。

(補助金の支払)

第10条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額が確定した後に、補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、補助金の全部又は一部について、概算払いをすることができる。

2 市町村は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、請求書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

(財産処分の制限等)

第11条 実施要綱第3条第1項第1号の支援対象事業について、次に掲げるとおりとする。

- (1) 交付決定市町村は、規則第13条第1項に規定する知事の承認を受けようとする場合には、財産処分承認申請書（様式第9号）を提出するものとする。
- (2) 取得財産のうち、規則第13条第1項第4号の規定により知事が指定するものは、取得価格又は効用の増加価格が50万円を超えるものとする。

(3) 規則第13条第2項の規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

2 実施要綱第3条第1項第2号の支援対象事業について、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市町村は、本事業の対象となる財産の譲渡を受けてはならない。
- (2) 市町村は、本事業により効用が増加した財産が、知事の承認を受けることなく補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、又は担保に供されないよう、財産を管理する義務を負う。
- (3) 前項の規定は、補助金の交付から10年を経過した場合又は市町村が別表2により算出した金額を県に納付した場合は、適用しない。
- (4) 市町村は、補助金の交付から10年を経過するまでの間に、その責に帰すべき事由によらずに、第4項の財産が補助金の交付の目的に従って使用することができなくなったときは、知事がやむを得ないと認める場合を除き、別表2により算出した当該財産に係わる補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付しなければならない。

（支援対象事業の経理）

第12条 補助金の交付決定を受けた市町村は、支援対象事業の経理について、支援対象事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を支援対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から5年の間保存しておかなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

支援対象事業区分	補助対象者	補助対象となる地区	補助金の交付額等	補助対象経費
横展開促進支援	実施要綱第 3 条第 1 項第 1 号に定める支援対象事業に、過疎債（過疎法第 14 条第 1 項及び 2 項に規定する過疎地域持続的発展特別事業の実施のため特別に認められる地方債をいう。）を充当しない市町村	中山間地域に所在する地区（公民館エリア）	1 補助金は、実施要綱第 6 条の規定により認定を受けた支援対象事業（以下「認定支援対象事業」という。）に要する経費の一部について交付する。 2 支援対象経費の額は、次のいずれかのうち少ない方の額とし、支援対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額を交付する。 - ア 8,000 千円と支援対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額 - イ 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額 3 2 の規定にかかわらず、複数エリアで行う取組の場合の支援対象経費の額は、次のいずれかのうち少ない方の額とし、支援対象経費に 3 分の 2 を乗じて得た額を交付する。 - ア 10,000 千円と支援対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額 - イ 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額 4 認定支援対象事業の実施期間が 2 年度にわたる場合、単年度の支援対象経費の上限を 2 又は 3 に定める額とする。	認定支援対象事業に要する経費のうち、次の経費を除外した経費とする。 (1) 賃金（作業等の日々雇用を除く。）及び職員人件費。 (2) 食糧費。ただし、事業に不可欠と認められるものを除く。 (3) 各種団体等の組織又は施設の管理運営に要する経費 (4) 出資、出捐又は貸付に要する経費 (5) 用地取得又は補償に要する経費 (6) 事務費。ただし、県と協議の上で事業実施に必要と認められる経費を除く。 (7) 仕入経費等 (8) 車両購入に伴う公課費（自動車税等）、各種保険料、登録手数料、及び諸手続き費用 (9) その他知事が不適当と認める経費
地域の人材確保支援（空き家活用）	実施要綱第 3 条第 1 項第 2 号に定める支援対象事業を行う市町村	中山間地域に所在する地区（公民館エリア）	1 補助金は、認定支援対象事業に要する経費の一部について交付する。 2 支援対象経費の額は、次のいずれかのうち少ない方の額とし、支援対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額を交付する。 (1) 調整費 - ア 500 千円と支援対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額 - イ 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額 (2) 改修費 - ア 5,000 千円と支援対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額 - イ 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額	(1) 調整費 - イ 空き家の物件調査（耐震診断、劣化調査を含む。）・不動産登記等に要する費用 - ロ 入居者募集等のための PR に要する費用 - ハ その他手続き等のために必要と知事が認める調整に要する費用 (2) 改修費 - イ 設計及び工事監理に要する費用 - ロ 改修工事（既存解体処分、造成及び附帯工事を含む。）に要する費用 - ハ 改修工事に伴う空き家等の残置物処分等に要する費用 (3) その他 その他居住するために必要と知事が認める整備に要する費用

別表 2（第11条関係）

経 過 年 数		納 付 額	
1 年未満		補助金交付額の全額	
1 年以上	2 年未満	〃	90%
2 年以上	3 年未満	〃	80%
3 年以上	4 年未満	〃	70%
4 年以上	5 年未満	〃	60%
5 年以上	6 年未満	〃	50%
6 年以上	7 年未満	〃	40%
7 年以上	8 年未満	〃	30%
8 年以上	9 年未満	〃	20%
9 年以上	10 年未満	〃	10%

様式第 1 号（第 4 条関係）

文 書 番 号
年 月 日

島根県知事 様

市 町 村 長

年度持続可能なコミュニティづくり推進事業補助金交付申請書

年度持続可能なコミュニティづくり推進事業補助金の交付を受けたいので、補助金交付要綱第 4 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 事業名 横展開促進支援事業・地域の人材確保支援（空き家活用）事業
※ いずれかの事業を記載すること

- 2 補助金交付申請額 金〇〇〇, 〇〇〇円

- 3 添付書類
実施要綱第 4 条に規定する事業計画書

様式第2号（第5条関係）

文 書 番 号
年 月 日

市 町 村 長 宛て

島根県知事

年度持続可能なコミュニティづくり推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった持続可能なコミュニティづくり推進事業補助金については、補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知する。

記

- 1 事業名 横展開促進支援事業・地域の人材確保支援（空き家活用）事業
※ いずれかの事業を記載すること

- 2 交付決定 年 月 日付け 第 号

- 3 交付金額 金 円

- 4 交付条件

様式第3号（第6条関係）

文 書 番 号
年 月 日

島根県知事 様

市 町 村 長

年度持続可能なコミュニティづくり推進事業補助金交付申請取下書

年 月 日付け 第 号で交付の申請を行った標記事業の実施について、その申請を取り下げたく、補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり申請する。

記

- 1 事業名 横展開促進支援事業・地域の人材確保支援（空き家活用）事業
 ※ いずれかの事業を記載すること
- 2 申請を行った年月日 年 月 日
- 3 交付決定 年 月 日付け 第 号
- 4 申請を取り下げる事由

様式第4号（第7条関係）

文 書 番 号
年 月 日

島根県知事 様

市 町 村 長

年度持続可能なコミュニティづくり推進事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあったこの事業について、
補助金交付要綱第7条の規定により下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請しま
す。

記

- 1 事業名 横展開促進支援事業・地域の人材確保支援（空き家活用）事業
※ いずれかの事業を記載すること

2 当初交付決定額 金〇〇〇, 〇〇〇円

3 変更後交付申請額 金〇〇〇, 〇〇〇円

4 差引変更額 金〇〇〇, 〇〇〇円

5 変更の理由

6 添付書類

※変更後の事業計画書等その他参考となる資料を添付すること。

様式第5号（第8条関係）

文 書 番 号
年 月 日

島根県知事

様

市 町 村 長

年度持続可能なコミュニティづくり推進事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により（変更）交付決定通知のあった標記事業が完了しましたので、補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業名 横展開促進支援事業・地域の人材確保支援（空き家活用）事業

※ いずれかの事業を記載すること

2 補助事業実績報告額 金 円

3 補助対象事業の完了日 年 月 日

4 添付資料

〈横展開促進支援事業の場合〉

- (1) 事業実績報告書（別紙1）
- (2) その他参考となる資料

〈地域の人材確保支援（空き家活用）事業の場合〉

- (1) 事業補助金精算内訳書（別紙2）
- (2) 竣工写真（外観及び内観について、改修前及び改修後がわかるもの）
- (3) 耐震診断結果（抄本）

（交付申請時に昭和56年6月1日以降に建築工事に着手したことを証する書面又は建築士による耐震診断の報告書の写しを提出した場合は除く）

- (4) 事業費の支出を証する書面
- (5) 住宅の家賃設定の分かる資料
- (6) 竣工検査報告書
- (7) その他参考となる書類

様式第6号（第8条関係）

文 書 番 号
年 月 日

島根県知事 様

市 町 村 長

年度持続可能なコミュニティづくり推進事業実施状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった事業について、補助金交付要綱第8条第2項の規定により、その実施状況を下記のとおり報告します。
記

1. 事業の遂行状況

(年 月 日現在)

計 画	遂行状況	進捗率	完了予定 年月日	備 考
		%		

3. 経費（事業費）の執行状況

(年 月 日現在)

計 画 額	執行済額	出来高	今後執行予定額	備 考
円	円	%	円	

様式第7号（第9条関係）

文 書 番 号
年 月 日

市 町 村 長 宛て

島根県知事

年度持続可能なコミュニティづくり推進事業補助金確定通知書

年 月 日付け 第 号により交付決定された持続可能なコミュニティづくり推進事業補助金については、補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり確定したので通知する。

記

確定額 金 円

様式第8号（第10条関係）

文 書 番 号
年 月 日

島根県知事 様

市 町 村 長

年度持続可能なコミュニティづくり推進事業補助金 精算・概算 払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあったこの補助金について、下記により交付されたく請求します。

記

1 交付決定額	金〇〇〇, 〇〇〇円
2 既受領額	金〇〇〇, 〇〇〇円
今回請求額	金〇〇〇, 〇〇〇円
残 額	金〇〇〇, 〇〇〇円

様式第9号（第11条関係）

文 書 番 号
年 月 日

島根県知事 様

市 町 村 長

年度持続可能なコミュニティづくり推進事業補助金
財産処分承認申請書

年度持続可能なコミュニティづくり推進事業補助金により取得した財産等について、下記のとおり処分したいので、補助金交付要綱第 11 条第 1 項の規定により承認を申請します。

記

- ## 1. 処分をしようとする財産等

- ## 2. 処分を必要とする理由

- ### 3. 処分の方法

- #### 4. 処分対象財産の状況

財産等 の種類	財産等 の名称	形式	数量	取得価格		取 得 年月日	残存価格		備考
				単価	金額		単価	金額	
				円	円		円	円	

年度持続可能なコミュニティづくり推進事業 事業実績報告書
(横展開促進支援事業)

1. 事業内容及び事業の成果

2. 認定支援対象事業に要した経費の配分

(単位：円)

事業費 (a)+(b)+(c)	補助対象経費 (a)+(b)			その他 支出金 (c)
		県補助金 (a)	市町村支出金 (b)	
0	0			

3. 認定支援対象事業の完了期日 年 月 日

4. 収支決算

(単位：円)

区 分		金 額	備 考
収 入			
	計		
支 出			
	計		

添付書類

- (1) 事業費収支決算内訳表
- (2) 支出及び事業の完了を証する書類
 - ・ハード事業………… 契約書（写）、竣工検査調書（写）、出来高設計書、関係
 - ・ソフト事業………… 契約書（写）、履行検査調書（写）、成果品、活動写真等
- (3) 間接補助事業については、市町村長に対する実績報告書（写）
- (4) その他参考資料

(別紙2 事業補助金精算調書)

年度持続可能なコミュニティづくり推進事業
(地域の人材確保支援(空き家活用)事業) 補助金精算内訳書

市町村名	
------	--

(当該年度)

(単位：千円)

事業実績の内容		内訳
調整費	物件調査費	
	入居者募集等のためのPR経費	
	その他知事が認める調整費	
	調整費合計	0
改修費	設計費	
	工事監理費	
	改修工事費	
	残置物処分費	
	その他知事が認める整備費	
	改修事業費合計	0
市町村補助総額		調整費
		改修費
A 補助事業対象経費		調整費 × 1/2
		改修費 × 1/2
B 補助上限額		調整費 250千円
		改修費 2,500千円
補助額	(A, Bのいずれか少ない額)	調整費 250千円
		改修費 2,500千円
	計	
実績額		